



3 太 上 第 1 2 4 号
令和 3 年 7 月 2 日

太宰府市水道料金等審議会会長 様

太宰府市長 楠田 大蔵
(都市整備部上下水道課)



太宰府市水道料金及び下水道使用料の額について (諮問)

このことについて、太宰府市水道料金等審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 水道料金の据え置きについて
- 2 下水道使用料の額の見直しについて
- 3 下水道使用料改定の実施時期について

《諮問理由》

本市の水道料金は消費税改定を除いては平成 22 年 10 月の△0.5%の改定から約 10 年間、下水道使用料は平成 26 年 4 月の△6.93%の改定から約 7 年間現行料金を据え置きしている状況にあります。

その間、上下水道事業を取り巻く状況は変化しました。これまでの施設整備の時代から、施設の老朽化に伴う更新や災害に備えた耐震化工事の支出が増加する一方、節水機器の普及による使用量の減少や将来の人口減少等による上下水道料金収入の減収など厳しい経営状況となる見込みとなっています。

しかしながら、本市の上下水道料金が高いという市民意識や過去の給水制限の影響により、他団体に比べて水道の普及率が低いことを踏まえて、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の料金について検討を重ねて参りました。

今回、これらの現状と今後の収支見通し等を総合的に勘案し、水道料金については、普及率の向上や施設の統廃合などにより更なる経営の効率化を図ることで現行料金を据え置きます。

また、下水道使用料については、これからの老朽施設の改修や企業債の償還金の財源を確保しつつ、下水道使用料の見直しを行うこととしたものです。